

第1回徳島県食の安全安心審議会会議録

日時：平成22年9月1日（水） 15:00～17:00

場所：県庁10階 大会議室

出席者：山本委員，尾崎委員，横関委員，礎委員，谷田委員，渡辺委員，森委員，藤木委員，斉藤委員，酒井委員，中野委員，喜多委員，犬伏委員，関澤委員，林委員，武田委員，原田委員，馬原委員，眞山委員
武市政策監，食の安全安心企画員，事務局

発言者	議事事項
事務局	現在、委員総数の過半数の出席により、条例施行規則第7条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告する。
政策監	「政策監挨拶」
会長	本日の議事3点について、すべて関連性があるので、説明および報告を先にお願ひする。 議事（1）徳島県食の安全・安心基本指針見直しについて事務局から説明をお願ひする。
事務局	「資料1 見直し方針案・資料2 スケジュール案の説明」 「資料3 消費者意識調査について説明」
会長	議事（2）安全性評価部会の報告を安全性評価部会長からお願ひする。
部会長	「安全性評価部会報告」
会長	議事（3）の最近の食の安全安心に係る事案について事務局から説明をお願ひする。
事務局	「資料4 不適正表示事案の対応説明」 「21年度改正条例説明」
会長	安全性評価部会にて、相次ぐ不適正表示事案発生に関し、意見交換されたとのことであり、説明をお願ひする。
部会長	「鳴門わかめ」の件だが、徳島県は食に対して非常に関心を持って今まで対応してきた。例えば、わかめ生産部会、わかめブランド対策部会などの組織化は、一つの成果である。その中で、コンプライアンスをどう高めていくかが、今後の課題である。例えば、立ち入り検査が必要な場面が出てきた時に、県として迅速な対応がとれるかどうか問題になってくると思う。科学的根拠ということについて、産地が特定できるような分析方法が最近確立し、「鳴門わかめ」については、100%近く特定できるということがある。これをどんどんやる

ぞということより、業者の抑止効果になるのではないか。
また、県としては安全性を担保する検査態勢も確立してほしい。

会長 食については、「安全」と「安心」の問題がある。本日は、信頼性を確保する「安心」をどう確保するかといった点についてご議論願いたい。「鳴門わかめ」を例としたが、万葉集には、「鳴門の渦潮」と「わかめ」が歌に詠まれている。1300年も昔からおいしい食べ物だと歌っていたことに気がついた。私達の歴史において大切に培ってきたということも大事だと思う。
議題1の資料1の課題や状況変化を踏まえた基本指針の見直しの「指針4県及び生産者、食品関係事業者の責務と学識経験者、消費者の役割」「指針5食の安全安心確保対策の8つの柱」についてご意見を賜りたい。

委員 「コンプライアンス」の定義がよくわからない。

会長 通常は、「法令遵守」だが、社会において常識とされていることを大事にするということも含まれている。

委員 「安全」と「安心」のどちらを主に検討するのか。偽装をいかに予防するかを考えたらよいのか。

会長 今回の産地偽装の例では、「安全性」で健康に被害があったということだけでなく、「信頼性の確保」ということであり、県や県内事業者がもっと取り組むべき点に焦点がしぼられると思う。

委員 技術の成果で産地が判別できるようになり、偽装をすれば、会社が潰れるかもしれないということを示すことで抑止力になる。
返品したお米は、家畜のえさにするのが正しいのか。

事務局 返品されたから家畜のえさにしなければならないというのではなく、正しい精米年月日を書き換えず販売するなどの対応になると考えている。

部会長 もったいないという視点で消費者の立場ではどうか。

委員 お米に関しては、古くなっても正しい精米年月日で安く販売すれば売れると思う。野菜なども、古くなったものは見切り品として売れており、新しい物だけを買うのではない。適正に表示してほしい、というのが消費者の願いである。

委員 包装紙などで付加価値を付けて売る場合がある。安心ということだけで考えると付加価値はいらないが、売り手は付加価値を付けて売りたいと考えており、売り手と消費者の間に違いがある。

会長 販売の立場ではどうか。

委員 生産者としては、生産の次の流通・小売りの段階でもう少しコンプライアンスの徹底を願いたい。最近の食の安全安心の事案について、行政措置の後の会社の状況も示してほしい。
指針の見直しの期間が長いのではないか。

事務局 審議会でご意見をいただき、消費者意識調査、パブリックコメント、議会の

意見も聞きながら進めていく予定である。消費者意識調査の集計期間も勘案している。

会長 生産者は正直にやっているのに加工・販売の段階で産地偽装があるのではないかという指摘であった。

国産品が「安全」で「安心」という「常識」が広がって、国産品という産地表示が好まれるが、輸入品と安全性の違いがあるのかについてはどうか。

部会長 安全性に大きな違いがあるから問題になっていると思う。我が国では当然だとも思うことでも、そういう考えのない国から輸入することが問題になるのではないかと思う。わかめを他国で作っているから国内に来ていると思うが、例えば、県がそこへ行って安全性を確かめて、徳島県のをグローバルに考えて、きれいな海でつくっている徳島のも物ですよ、とブランドをつくりながら、国外に生産を委託するという方向は、県の支援として長い目で考えられないか。

政策監 鳴門わかめは年間約6000トンの生産であり、東北の岩手、宮城県もわかめの生産地である。徳島の業者が東北に行って指導、植え付けたもので、品質もいい。一方で中国、韓国からも入ってきている。鳴門は潮流ときれいな水で育ち、しかも、短期間で採るので品質が良く、「徳島の4大ブランド」である。外国産は、コストが安いので、同じ安全であれば、安い方がいいという方は、中国産などを使うことになると思うし、ブレンドするということになればそのような表示をして、少し価格を下げればいい。食品表示をしっかりと適正にすることが、基本的に大事だと思う。徳島産を根っこにした外国で作った商品で、徳島が発展していくのは、次のステップだと考えている。

部会長 外国産は、安全性の担保という点で拒否反応につながる。徳島から出荷する製品について、どこ産のものかを明確にして、安全性を保つことは、県でできる方策なので、少し検討してほしい。

会長 理研ビタミンのHPで、日本の技術者が中国に行って中国で作らせているわかめについて自賛宣伝している。「安全」と「安心」については消費者庁が国産優良誤認をさせているのではないかという意見もある。また、輸入検査についての厚生労働省のHPを見ると、輸入食品の安全性は非常に高い。各国別の違反率を公表しているが、中国産の違反率は低く、国産品がいつも必ず優良とは限らない。県や国がきちんと消費者に伝えて、消費者教育がなされないと、いたずらに不安だけがあおられるという状況が続いてきている。

委員 「鳴門わかめ」の偽装が多いが、他の食品より多いのは何か理由があるのか。

事務局 産地偽装自体は、全国的に増加してきている。JAS法改正もあり、発覚しやすくなったのではないか。「鳴門わかめ」に関しては、需要に対して生産量が足りないなどの構造的な背景があるのではないかと考えられる。

政策監 以前は、生産者の次の加工・流通業者・消費者のうち、加工・流通段階は、JAS法の対象外であった。前回のわかめの事件については、生産者はしっかりした材料を届けるが、加工業者で外国産を混ぜるという事例が発生してきたところである。その後、生産者証明をつける、加工業者も誓約書を作ってコンプライアンスをしっかりとやる、消費者もしっかりと見ていく、県も科学的検査調査もしていく。科学的検査は、90%以上産地がわかるようになってきたの

でいろいろご指導いただきながらしっかりやる。今ここまで、進んできているところである。

委員 「鳴門わかめ」の産地偽装がなぜおこるかを分析すると、全体的な手がかかりになると思う。

政策監 値段が違うことで利潤が生まれるという点が一番大きい。表示は消費者の信頼を裏切る。消費者の信頼を裏切る表示は、加工業者間のコンプライアンスの問題であり、原因は、そのあたりだと思っている。科学的検査をして抑止力に繋げることもポイントである。

会長 コンプライアンスの内部統制を県でも業者に指導してほしい。抑止力として、科学的検査も一つだと思う。

委員 わかめの生産部会などいろいろあるが、コンプライアンスというのは、県がすべきなのか、グループ、自分達がするのか。

事務局 加工業者の部会の取り組みも紹介させていただいたが、違反した場合の罰則を設けるなど、業界みずから内部統制していこうという取り組みが始められている。

会長 アンケート調査についてはどうか。

委員 「20代以下」は「20代」を含めないで修正があるのではないか。パブリックコメント後の指針の修正は、1ヶ月でできるのか。

会長 「20代以下」は、「20代」と「20代以下」に訂正するということがよいか。

事務局 そのように訂正する。指針の見直しについては、現在の委員の任期中に決定したいと考えている。

委員 聞き取り調査において「回答理由」の記載は調査者の負担が大きいのではないか。

会長 事業者の方をターゲットにした調査とか、消費者の方とか、誰を対象に何を聞きたいかをデザインするのも一つの案だと思う。

委員 偽装表示が行われたことに関して、ブランドという付加価値をつけて、生産履歴と出荷履歴を把握することで偽装が防げるのではないか。賞味期限、消費期限の意味を正しく情報提供することも必要と思う。

委員 調査者の知識と技術が必要な調査内容であり、難しいと思う。

事務局 調査者には、詳しい方に依頼するので大丈夫と考えている。

会長 安全性評価部会において、アンケートについてももう少し検討してはどうか。

部会長 アンケートは、食の安全安心全体に係わることなので、部会の範囲を超える。

- 委員 回答理由を書かなければ、難しくない。表現が少し堅く、よく似たことが繰り返されている。
- 会長 アンケートについては、各委員に、事務局から照会するという形で処理させていただいてよいか。
食の安全安心事案について、条例の有効性の検証はどうか。
- 事務局 健康被害のない産地偽装については、条例に盛りこまれておらず、JAS法の所管になるので、JAS法で足りない部分を条例で対応できないかということが考えられる。
- 会長 産地偽装にも有効に働くためには、今の条例に付け加える事があるかなどご議論いただけたらと思う。
- 部会長 産地偽装について、条例に入っていないのが問題なので、検証が重要でないか。課題について、実際に動かれた県から問題点を示していただいたほうが議論がしやすい。
- 委員 条例が確実に遵守できたか分析して見直しを検討すべきではないか。
- 事務局 基本指針は条例に位置づけられたものであり、指針の内容を見直すことにより条例の検証もできると考えている。
- 委員 条例の内容について、産直市などの方は知っているのか。周知する必要があるのではないか。
- 事務局 しっかりとPRしていきたい。
- 委員 偽装の理由として、顧客の要望に応えられないと、会社が潰れるのではどの企業の不安もある。末端業者は、表示について十分知らないこともあるので、県の指導を徹底して徳島のブランドを守ってほしい。徳島は、生産県であり、ブランドを守るために、生産者も行政も努力してほしい。
- 会長 条例検証や基本指針の見直しを進めるうえで、作業部会で検討することとしたい。
- 事務局 安全性評価部会があるが、すべて部会で検討するのは大変であるので、アンケート調査は、事務局から全委員さんに改めて照会の上進めていくこととしたい。
- 事務局 閉会挨拶